説明会での主な質問と回答

小平都市計画道路３・４・１９号小平駅久留米線　事業概要及び測量説明会

平成２９年６月２３日（金）午後７時～午後８時３０分　大沼地域センター（集会室）

Ｑ１　建物が都市計画道路にかかる場合、どのような補償になるのか。

Ａ１　補償については、建物が都市計画道路にどの程度かかるかによって違います。一部分であれば、建物の部分改造ということもありますし、かかり具合によっては、建て替えが補償の対象となります。補償の具体的な内容や金額については、用地測量や補償算定などの調査を行ったあと、個別に提示します。

Ｑ２　説明スライド２６番の現況平面図は、どのように住民へ提示されるのか。また、事業の始まりはいつになるのか。

Ａ２　本年度に現況測量、用地測量を実施後、平成３０年度に事業認可を取得する予定です。現況平面図は事業認可取得後に開催する用地説明会で提示するほか、事業が完了するまで道路課都市計画道路担当の窓口で閲覧することができます。事業認可取得の日程については、市報や市ホームページなどでお知らせします。

Ｑ３　自治会が所有している私道の測量の立会いはどうすればよいのか。

Ａ３　基本的には所有者全員に立会いをお願いしますが、全員の立会いが難しい場合は、代表の方に委任していただければ、その方と土地の境界を確認させていただきます。同様に、複数の方が所有するマンションの場合でも、管理組合の方に委任することができます。また、ご病気などで、ご自身が所有する土地の測量の立会いが難しい場合は、ご家族に委任していただくことも可能です。なお、法人化されている自治会が所有している場合は、法人の登記名義人の方に立会いをお願いします。

Ｑ４　東京街道（小平３・４・１４号線）の拡幅工事との関係はどうなっているのか。

Ａ４　東京街道（小平３・４・１４号線）の新小金井街道西側から大沼保育園通りまでの区間については、東京都の交通安全施設整備事業による拡幅工事が事業中です。大沼保育園通りから西側の小平３・４・１９号線までの区間については、東京都の交通安全施設整備事業に含まれておりません。東京都からは、今回の小平３・４・１９号線のみならず、小平駅北口地区市街地再開発事業や、東久留米市の都市計画道路事業の進捗に合わせて整備を進めていく予定であると伺っております。

Ｑ５　道路の下にインフラを整備する計画はないのか。

Ａ５　電線類を地中化するほか、下水、水道、ガスなどの占用物を歩道に収容する予定です。

Ｑ６　残地が小さく家が建てられない場合の補償はどうなるのか。
Ａ６　原則的には、道路にかかる部分を買収させていただきますが、残地の面積や形状によっては、個別に協議させていただきます。残地については残地補償により、金銭的に対応させていただくケースが多いです。

Ｑ７　残地を合わせて整備するなど、市で対応できないか。
Ａ７　残地の所有者同士で協議するということはございますが、市が介入して土地の斡旋などをすることは難しいと考えます。

Ｑ８　小平３・４・１９号線が「小平市施行」区間（東京街道～東久留米市境）と「その他施行」区間（小平駅～東京街道）に分かれたのはいつか。なぜ分けたのか。
※「その他施行」とは、組合施行の市街地再開発事業などのことです。
Ａ８　「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成１８～２７年度）では、小平３・４・１９号線全線が市施行路線に位置付けられていましたが、小平駅北口地区において市街地再開発事業に向けた取り組みが進められていた背景もあり、平成２８年３月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成２８年度～平成３７年度）では、小平駅から東京街道までの区間が「その他施行」区間に位置付けられました。

Ｑ９　今後のスケジュールについて、住民としてどういう関わり方をすればよいのか。
Ａ９　本年度は現況測量、用地測量を実施する中で、土地境界の確認のために立会いをお願いします。事業認可後は、用地取得に関わる方を中心に、具体的な補償などについて説明するために、用地説明会を開催します。その後、土地や建物などの調査をさせていただき、補償について個別に協議させていただきます。用地取得が終わり、工事を実施する際には、説明会の開催または案内文の配布などにより工事の周知を行います。

Ｑ１０計画の進捗状況や変更点などをお知らせしてほしい。
Ａ１０毎年３月に地域の方へＰＲチラシを配布して、事業の進捗状況をお知らせしています。また、市報や市ホームページでもお伝えしていますが、不明な点があれば道路課都市計画道路担当にお問い合わせください。

Ｑ１１残地の固定資産税はどうなるのか。
Ａ１１残地の所有者に課税することになります。固定資産税については税務課で担当しています。

平成２９年6月２４日（土）午後２時～午後３時３０分　美園地域センター（集会室）

Ｑ１　リフォームを考えているが、補償は築年数で判断されるのか。

Ａ１　補償額は建物の構造、築年数、家のメンテナンス状態などを加味して判断します。用地説明会で補償の概要をご説明した後、個別に調査を行い、補償額を算定します。

Ｑ２　補償について、用地説明会の前に個別に詳しい説明を聞きたい。

Ａ２　土地・建物の調査前ですので、一般論となりますが、財産管理課にてご説明します。事前にご連絡ください。

Ｑ３　当初、小平３・４・19 号線は全線「小平市施行」の予定であったが、小平駅から東京街道までの区間が「その他施行」となった理由と時期を教えて欲しい。

Ａ３　「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」（平成１８～２７年度）では、小平３・４・１９号線全線が市施行路線に位置付けられていましたが、小平駅北口地区において市街地再開発事業に向けた取り組みが進められていた背景もあり、平成２８年３月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成２８年度～平成３７年度）では、小平駅から東京街道までの区間が「その他施行」区間に位置付けられました。なお、第四次事業化計画はパブリックコメントなどで皆さまのご意見をいただいたうえで策定されております。

Ｑ４　小平駅から東京街道までの区間を「その他施行」に変更する際、地元説明会は開いたのか。

Ａ４　説明会は開いておりませんが、パブリックコメントという形で、皆さまのご意見をいただく機会はありました。現在、小平駅北口地区において市街地再開発事業の検討が進められておりますが、地域の意向も踏まえ、市街地再開発事業による「その他施行」に位置付けられています。

Ｑ５　小平3･4･19 号線の小平駅から東京街道までの整備を市街地再開発事業ではなく、市単独の街路事業で整備できないのか。

Ａ５　状況によっては市が整備を行う可能性もありますが、現在、再開発準備組合が組織され、市街地再開発事業を進めていきたいというご意見もいただいているため、そこを無視した形で、市が街路事業を進めることは適切ではないと考えております。

Ｑ６　市は一部の意見を聞いて市街地再開発事業を推し進めるスタンスなのか。

Ａ６　市としては、小平駅北口の駅前が未整備のため、何らかの方法で整備を進めたいと考えています。市街地再開発事業は検討段階であり、都市計画決定もされていないため、事業を行うことが決定したわけではありませんが、市ではこの事業を支援していきたいと考えています。

Ｑ７　東京街道から東久留米市境までを整備してどのようなメリットがあるのか。整備費用はどの程度かかり、全てが市の負担になるのか。

Ａ７　小平３・４・19 号線の整備効果は、小平駅前から東久留米市境までだけでなく、東久留米市施行の東村山３・４・21 号線が一体的に整備されて効果が出るものです。事業費については、物件調査などを行わないと詳細な金額は算出できませんが、現段階での概算事業費は、電線共同溝整備もあるため、今回の 460m で約 40 億円と想定しています。費用負担は市だけではなく、国や都からも補助を受ける予定です。

Ｑ８　今後、小平３・４・１９号線などの事業については、些細なことでも地元へ積極的に情報提供をしてほしい。

Ａ８　現在でも、年度末にＰＲチラシを配布して情報提供をしていますが、範囲を広げて配布します。

Ｑ９　現在、小平駅から東京街道までは公道がなく、駅利用者は私道を通って駅に向かっている状況であり、地元としては小平駅から東京街道までの区間を最優先に整備して欲しい。

Ａ９　地元の意見として、小平駅前の整備を重要視していることは担当課に伝えます。